

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	鈴木 寛 (民主)	川合 孝典 (民主)	岸 信夫 (自民)
理事	佐藤 泰介 (民主)	川崎 稔 (民主)	二之湯 智 (自民)
理事	谷 博之 (民主)	行田 邦子 (民主)	古川 俊治 (自民)
理事	福山 哲郎 (民主)	島田 智哉子 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	川口 順子 (自民)	高嶋 良充 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	西島 英利 (自民)	武内 則男 (民主)	丸山 和也 (自民)
理事	松村 龍二 (自民)	藤原 正司 (民主)	浜田 昌良 (公明)
理事	荒木 清寛 (公明)	山下 八洲夫 (民主)	弘友 和夫 (公明)
	足立 信也 (民主)	渡辺 秀央 (民主)	井上 哲士 (共産)
	加賀谷 健 (民主)	石井 準一 (自民)	又市 征治 (社民)
	風間 直樹 (民主)	磯崎 陽輔 (自民)	亀井 郁夫 (国民)
	金子 恵美 (民主)	河合 常則 (自民)	(19. 9. 10 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出2件（うち政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長1件）であり、そのうち1件を可決し、1件を継続審査とした。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

政治資金規正 政治資金規正法の一部を改正する法律案は、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細を記載する金額の引下げ、少額領収書の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置しようとするものである。委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長棚橋泰文君から趣旨説明を聴取した後、本改正の意義と政治に対する国民の信頼確保策、収支報告の特例制度の対象を国会議員関係政治団体に限定する理由と拡大の方向性、領収書の公開について1万円を超える支出と1万円以下とで取扱いを異なることとした根拠、政治団体の収支を政治家ごとに連結して公表する必要性、本改正により必要となる人員体制、政治資金監査の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

12月12日、第21回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について、増田総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

(2) 委員会経過

○平成19年9月10日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年12月12日（水）（第2回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 第21回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について増田総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（第166回国会衆第47号）（衆議院提出）について衆議院議員佐藤茂樹君から趣旨説明を聴いた後、同佐藤茂樹君及び同原田義昭君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中村哲治君（民主）

○平成19年12月19日（水）（第3回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成19年12月20日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長棚橋泰文君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理石田真敏君、同野田佳彦君、同大口善徳君及び増田総務大臣に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 中村哲治君（民主）、西島英利君（自民）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

（衆第20号）賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

○平成20年1月15日（火）（第5回）

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（第166回国会衆第47号）（衆議院提出）の継続審査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨

①成立した議案

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第20号）

【要旨】

本法律案は、政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細を記載する金額の引下げ、少額領収書の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国会議員関係政治団体の定義

国会議員関係政治団体とは、政党、政治資金団体及び政策研究団体以外の政治団体で、次に掲げるものである。

- 一 国会議員又は国会議員になろうとする者が代表者であるもの
- 二 租税特別措置法に規定する寄附金控除適用政治団体のうち、国会議員若しくは国会議員になろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

なお、政党の支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員又は国会議員になろうとする者が代表者であるものは、国会議員関係政治団体とみなすこととする。

第二 国会議員関係政治団体に係る領収書等の徴収、収支報告書の記載、提出等の特例の創設

国会議員関係政治団体は、すべての支出について、領収書等を徴収しなければならないこととする。また、人件費を除く経費で1件1万円を超える支出について、収支報告書に支出の明細を記載し、領収書等の写しを添付しなければならないこととする。

収支報告書の提出に際し、登録政治資金監査人の監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出しなければならないこととする。

第三 登録政治資金監査人制度の創設

弁護士、公認会計士又は税理士は、登録を受け、登録政治資金監査人となることができることとし、研修を修了した後、政治資金監査の業務ができることとする。なお、登録政治資金監査人による監査報告書の虚偽記載に対しては、罰則を設けることとする。

第四 政治資金適正化委員会の設置

学識経験者の中から、国会の議決による指名に基づいて任命する委員5人によって構成する、政治資金適正化委員会を総務省に設置し、収支報告書の記載方法に係る基本方針の策定、収支報告書の政治資金監査マニュアルの作成、登録政治資金監査人の登録、研修等の業務を行わせることとする。

第五 1万円以下の少額領収書等についての新たな公開制度

国会議員関係政治団体について、収支報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙

管理委員会に対し、当該報告書に係る人件費を除く支出のうち、1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しの開示を請求することができるものとする。

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公序良俗に反すると認められる場合を除き、国会議員関係政治団体に対し、当該請求に係る少額領収書等の写しの提出を命ずることとする。

第六 収支報告書の写しの交付請求等

収支報告書に関し、閲覧に加え、写しの交付を認めることとする。また、収支報告書に併せて提出された領収書等の写しについて、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会に保存義務を課すこととする。なお、収支報告書の要旨の公表又はインターネット等による収支報告書の公表を、毎年、11月30日までにを行うこととする。

第七 施行期日等

この法律は、平成20年1月1日から施行することとする。

なお、政治資金適正化委員会の設置については平成20年4月1日から、国会議員関係政治団体の届出については平成20年10月1日から施行し、国会議員関係政治団体が提出する収支報告書の記載事項、政治資金監査の義務付け及び少額領収書等の写しの開示に関する規定は平成21年分の収支報告書及び少額領収書等から適用することとする。

また、国会議員関係政治団体に係る特例制度の実施後、3年を目途として、対象政治団体の範囲の拡大等について検討を加えることとする。

②衆議院を通過し、参議院において継続審査となった議案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（第166回国会衆第47号）

【要旨】

本法律案は、選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機（いわゆる電子投票機）を用いて行う投票方法等について、公職選挙法等の特例を定めるとともに、最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票期間を衆議院議員総選挙の期日前投票期間と同一にするものである。